

七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2025 年 4 月

宮城県 七ヶ浜町

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 計画策定の目的	1
2 これまでの取組	1
第2章 基本的事項	2
1 計画の位置づけ	2
2 計画の基準年度及び期間	2
3 対象範囲	3
4 対象とする温室効果ガス	3
第3章 温室効果ガス総排出量の状況	4
1 温室効果ガス排出量の算定方法	4
2 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳	4
第4章 計画の目標	9
1 温室効果ガス総排出量の削減目標	9
2 温室効果ガス総排出量の削減見込	10
第5章 目標達成に向けた具体的取組	11
1 省資源・省エネルギーの推進	11
2 用紙類の使用抑制	11
3 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	12
4 グリーン購入の推進	12
5 緑化の推進	12
第6章 計画の推進	13
1 推進体制	13
2 進行管理	14
第7章 実行状況の公表	15
1 公表の方法	15
2 公表の内容	15
参考資料	
資料1 計画対象施設	16
資料2 温室効果ガス排出量の算定に用いた排出係数	18

第 1 章 計画策定の背景

1 計画策定の目的

地球温暖化問題への対応として、1992（平成 4）年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同条約に基づき、1997（平成 9）年に京都で開催された第 3 回締約国会議（COP3）において、先進国に法的拘束力のある削減目標を規定した「京都議定書」が採択されました。

これらの国際的な動きを受け、1998（平成 10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下、「温対法」という。）が制定され、地方公共団体は、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」を策定し、公表することが義務付けられました。

その後、国は 2013（平成 25）年に温対法を改正し、2015（平成 27）年 7 月に決定した「日本の約束草案」の中で、温室効果ガス削減に係る我が国の中期目標を、2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%減の水準にすることとしています。また、2016（平成 28）年 5 月には、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、地方公共団体が属する「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素については、2013（平成 25）年度比約 50%減の水準にするという目標を掲げています。

本計画は、以上の背景を踏まえ、本町公共施設の温室効果ガス総排出量等を詳細に調査・分析し、削減のための具体的な施策を抽出・策定するとともに、当該施策の実効性・有効性を高めるための「目標設定（P）」、“方策及び取組（D）”、“結果の報告及び考察（C）”、“改善策（A）”の PDCA サイクルを構築することで、低炭素型公共施設の実現を目的とします。

2 これまでの取組

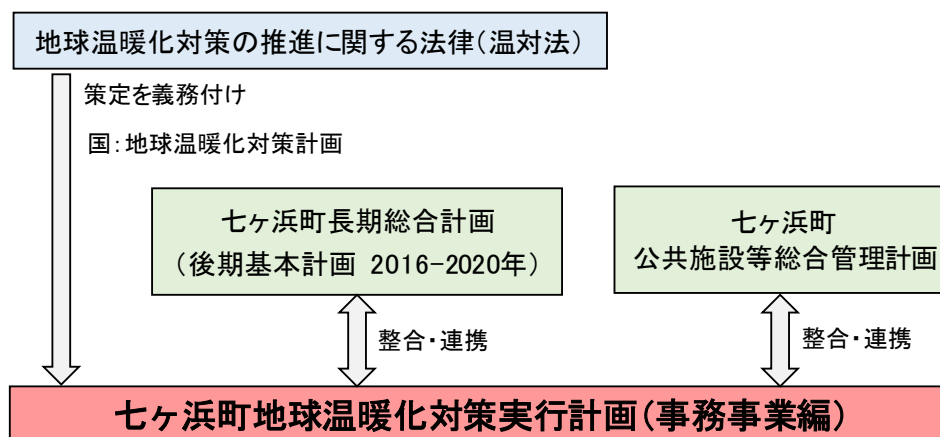
本町では、地球温暖化防止政策を推進する主体として、町公共の施設及び事務事業により排出される温室効果ガス削減に向けて率先して行動していくため、2011（平成 23）年 2 月には「七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画Ⅰ」（以下、「実行計画Ⅰ」という。）を策定し、環境保全に配慮した事務事業に取り組んでまいりました。「実行計画Ⅰ」では、2008（平成 20）年度の温室効果ガスの排出量 2,725 トンを基準とし 5%削減を目標に、2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 年間検証をしてまいりました。結果は、2011（平成 23）年度を除く 4 年間目標値を上回りました。これは、東日本大震災に伴う復興事務事業の増加により電気の使用が増え続けたもので、落ち着きを見せ始めた 2014（平成 26）年度をピークに排出量が下降していることが確認できました。

「実行計画Ⅰ」の結果を踏まえ、2017（平成 29）年 3 月には、2016（平成 28）年度の温室効果ガスの排出量を基準とし 2021（平成 33）年度までの 5 年間で 3%削減する新たな目標を定めた「七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画Ⅱ」（以下、「実行計画Ⅱ」という。）を策定しました。しかし、国が策定した「地球温暖化対策計画」では、「2030（平成 42）年度において、2013（平成 28）年度比で約 40%削減する（業務その他部門）」とした、非常に高い中期目標が掲げられていることから、国の目標と遜色ない削減目標を達成するために「実行計画Ⅱ」の計画推進体制や取組等を見直し、より実効性の高い七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）を新たに策定することとなりました。

第2章 基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、「温対法」第21条の3に基づく地方公共団体実行計画に該当します。本計画は、町の上位計画となる「七ヶ浜町長期総合計画（後期基本計画 2016-2020年）」や「七ヶ浜町公共施設等総合管理計画」と整合・連携を図りながら推進していくこととします。



図表 2-1 計画の位置づけ

2 計画の基準年度及び期間

(1) 計画の基準年度、目標年度

本計画の基準年度は、「地球温暖化対策計画」に準拠して、2013（平成 25）年度とします。また、目標年度は、2030（平成 42）年度とします。

(2) 計画の期間

本計画の対象期間は、2019（平成 31）年度～2030（平成 42）年度の 12 年間とします。また、6 年目の 2024（平成 36）年度に計画の中間検証を実施します。

なお、情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 2-2 計画の期間及び基準年度

年度(西暦)	2008		2011		2013	2014	2015	2016	2017		2019		2021	2022	2023	2024		2030
年度(平成)	20		23		25	26	27	28	29		31		33	34	35	36		42
七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画Ⅰ	基準年度						目標年度											
七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画Ⅱ								基準年度					目標年度					
本計画					基準年度								計画期間			中間検証		目標年度

3 対象範囲

本計画の対象範囲は、本町が行う全ての事務事業とし、指定管理者制度等により外部委託を実施している出先機関等も含めた組織及び施設を対象とします。

※1：学校給食センターは、震災の影響により 2013 年度は稼働していませんでしたが、通常通り稼働していたものとして扱うこととします。

※2：下記施設は、複数施設のエネルギー使用量を合算して把握しています。

- ・中央公民館は、陶芸館、野外活動センター、老人福祉センター（電気）、町民プール（電気）の使用量を含む。
- ・国際村は、プリマスハウスの使用量を含む。
- ・海遊ほのぼの農園管理棟は、阿川沼排水機場建屋の使用量を含む。（2013 年度～2017 年度のエネルギー使用量はなし。）
- ・老人福祉センターは、ミニデイサービスセンター「元気茶屋」及びいろりの家（デイサービスセンターD 型）の使用量を含む。
- ・役場庁舎は、七ヶ浜町水道事業所の使用量を含む。

図表 2-3 主な対象施設

担当課	施設数	施設名 等
生涯学習課	22	中央公民館、陶芸館、野外活動センター、西部地区公民館、歴史資料館、武道館、町民プール、総合スポーツセンター管理棟、七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ、サッカースタジアム、屋内運動場、テニス・フットサルコート、野球場、第 1 スポーツ広場、湊浜地区避難所、松ヶ浜地区避難所、菖蒲田浜地区避難所、花渚浜地区避難所、代ヶ崎浜地区避難所、要害・御林地区避難所、遠山地区避難所、笹山地区避難所
国際村	2	国際村、プリマスハウス
まちづくり 振興課	7	海遊ほのぼの農園管理棟、阿川沼排水機場建屋、多聞山展望広場公園、阿川表浜排水ポンプ場、共同乾燥調製施設建屋、農業用施設格納庫、菖蒲田海水浴場パトロールセンター
教育総務課	6	亦楽小学校、松ヶ浜小学校、汐見小学校、七ヶ浜中学校、向洋中学校、学校給食センター
こども未来課	9	遠山保育所、子育て支援センター、はまぎく児童保育館、まつかぜ児童保育館、まつかぜ児童保育館（分館）、さくら児童保育館、心身障害児通園施設（まつぼっくり広場）、児童遊園、母子健康センター
健康福祉課	1	あさひ園
長寿社会課	3	老人福祉センター、ミニデイサービスセンター「元気茶屋」、いろりの家（デイサービスセンターD 型）
企画財政課	2	役場庁舎、七ヶ浜町水道事業所
上下水道 事業所	4	遠山ポンプ場・ポンプ室、君ヶ岡配水池・管理棟、汚水ポンプ場、要害雨水ポンプ場
建設課	1	都市公園
町民生活課	1	蓮沼苑事務所管理棟
防災対策室	13	消防団第 1～10 消防ポンプ車置場兼待機所、七ヶ浜町防災資機材保管施設（松ヶ浜資機材倉庫・小浜資機材倉庫）、七ヶ浜町災害備蓄倉庫（汐見台倉庫）
合計	71	—

4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、本町の事務事業における排出量の多くを占める二酸化炭素（CO₂）とします。

図表 2-4 対象とする温室効果ガスの種類と発生源、算定対象

温室効果ガスの種類	発生源	算定対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用	ガソリン・灯油・軽油・A 重油・ 液化石油ガス(LPG)・都市ガスの使用量
	電気の使用	電気の使用量

第3章 温室効果ガス総排出量の状況

1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 29 年 3 月 環境省）に基づき、基本的な考え方として 1 年間の活動量に排出係数を乗じることで行いました。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活動量：燃料使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数：単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

2 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳

(1) 対象施設全体の温室効果ガス総排出量の推移

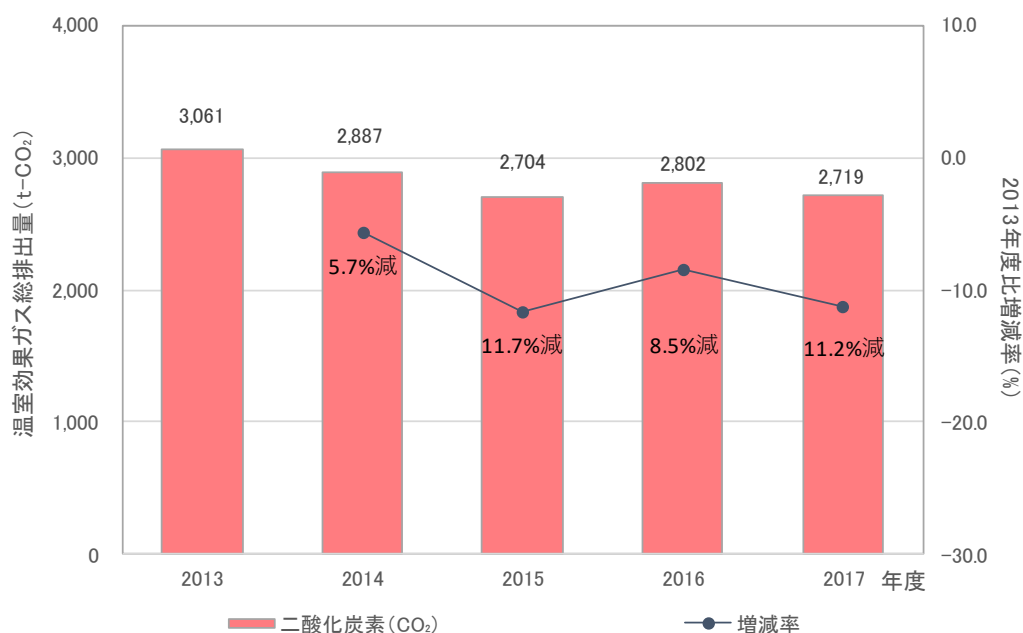
基準年度である 2013（平成 25）年度の本町の事務事業により排出される温室効果ガス総排出量は、3,061t-CO₂となっており、基準年度以降の排出量は、2015（平成 27）年度を底として減少傾向となっています。なお、2017（平成 29）年度の排出量 2,719t-CO₂は、基準年度比で 11.2%減となっています。

図表 3-1 温室効果ガス総排出量と基準年度比増減率の推移

単位:t-CO₂

温室効果ガスの種類	年度				
	2013(平成 25) <基準年度>	2014(平成 26)	2015(平成 27)	2016(平成 28)	2017(平成 29)
二酸化炭素(CO ₂)	3,061	2,887	2,704	2,802	2,719
基準年度比増減率	—	-5.7%	-11.7%	-8.5%	-11.2%

※1：表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



図表 3-2 温室効果ガス総排出量と基準年度比増減率の推移

(2) 活動別温室効果ガス総排出量

本町の事務事業により排出される二酸化炭素（CO₂）は燃料の燃焼（エネルギー）を起源とするもののみであり、活動別にみると電気の使用による排出量が最も多く、全体の約 6 割を占めています。その他では、A 重油、都市ガス、灯油の順に排出量が多くなっています。

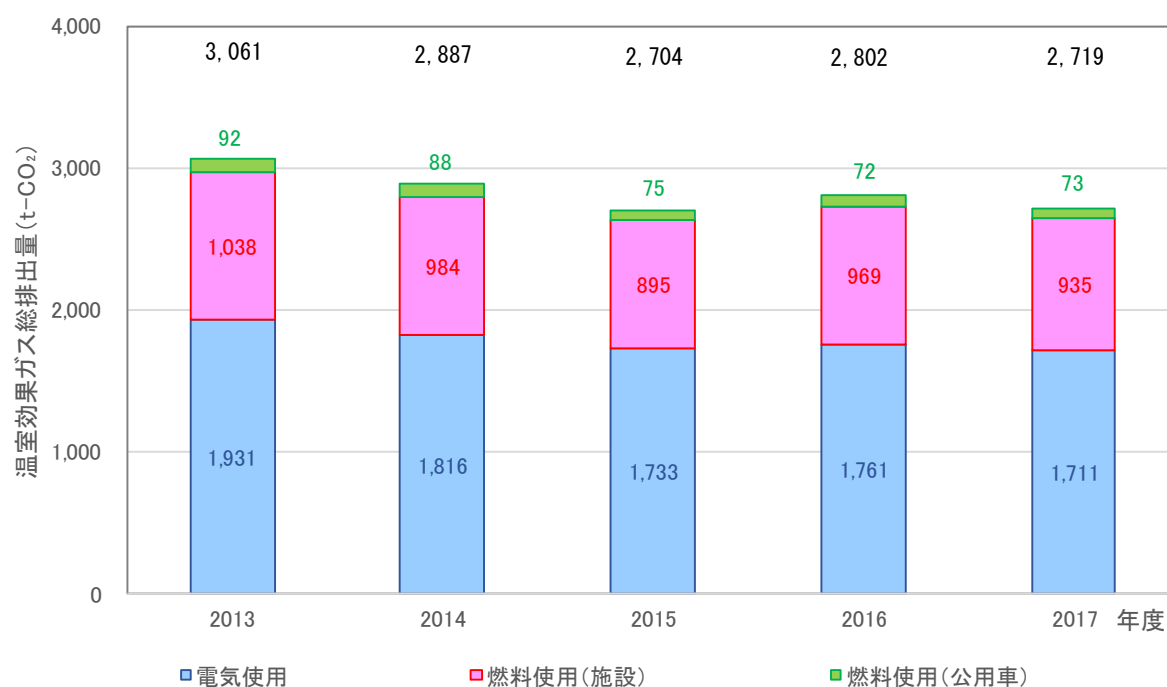
活動別総排出量の推移をみると、基準年度以降は減少傾向にあり、一部を除いて、2017（平成 29）年度の排出量は基準年度よりも減少しています。

図表 3-3 活動別温室効果ガス総排出量の推移

単位：t-CO₂

温室効果 ガスの 種類	活動区分			年度				
				2013 (平成 25) ＜基準年度＞	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料 使用	施設	灯油	222	208	186	199	194
			A 重油	509	494	419	472	453
			LP ガス	16	21	28	28	25
			都市ガス	290	260	261	270	263
		公用車	ガソリン	63	63	57	52	65
			軽油	29	25	19	20	8
			電気使用			1,931	1,816	1,733
	合計			3,061	2,887	2,704	2,802	2,719
基準年度比増減率			－	－5.7%	－11.7%	－8.5%	－11.2%	

※1：表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



図表 3-4 活動別温室効果ガス総排出量の推移

(3) 施設分類別温室効果ガス総排出量

施設分類別にみると、「スポーツ・レクリエーション系施設」(9施設)からの排出量が最も多く、全体の約4割を構成しています。この他、学校教育系施設(6施設)、町民文化系施設(6施設)、行政系施設(23施設)、下水道施設(3施設)と続いています。

2013年度(平成25年、基準年度)と2017(平成29)年度の排出量を比較すると、多くの施設分類で基準年度よりも排出量は減少しています。

図表 3-5 施設分類別温室効果ガス総排出量の推移

単位:t-CO₂

施設分類	主な施設	年度				
		2013 (平成 25) ＜基準年度＞	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
町民文化系施設 (6施設)	中央公民館、西部地区公民館、国際村 等	436	408	388	398	378
		—	-6.4%	-11.1%	-8.8%	-13.4%
社会教育系施設 (1施設)	歴史資料館	16	17	16	15	14
		—	6.3%	3.8%	-1.7%	-12.4%
スポーツ・レクリエーション系施設 (9施設)	町民プール、七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ、サッカースタジアム、野球場 等	1,268	1,202	1,118	1,189	1,134
		—	-5.2%	-11.8%	-6.2%	-10.6%
産業系施設 (5施設)	海遊ほのぼの農園管理棟、阿川沼排水機場建屋、共同乾燥調製施設建屋、農業用施設格納庫、菖蒲田海水浴場パトロールセンター	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
学校教育系施設 (6施設)	小学校、中学校、学校給食センター	682	655	615	613	612
		—	-4.0%	-9.8%	-10.2%	-10.3%
子育て支援施設 (6施設)	遠山保育所、子育て支援センター、児童保育館	61	68	63	59	62
		—	10.7%	3.5%	-3.6%	1.7%
保健・福祉施設 (6施設)	老人福祉センター、あさひ園、心身障害児通園施設(まつぼっくり広場)、母子健康センター 等	44	34	37	38	37
		—	-23.9%	-17.0%	-15.0%	-16.3%
行政系施設 (23施設)	役場庁舎、七ヶ浜町上下水道事業所、湊浜地区避難所、松ヶ浜地区避難所、菖蒲田浜地区避難所、花洲浜地区避難所、代ヶ崎浜地区避難所、要害・御林地区避難所、遠山地区避難所、笹山地区避難所、消防団第1～10 消防ポンプ車置場兼待機所、七ヶ浜町防災資機材保管施設(松ヶ浜資機材倉庫・小浜資機材倉庫)、七ヶ浜町災害備蓄倉庫(汐見台倉庫)	311	284	253	252	249
		—	-8.5%	-18.5%	-19.0%	-19.7%
公園およびその他 (4施設)	多聞山展望広場公園、都市公園、蓮沼苑事務所管理棟 等	9	4	3	40	38
		—	-54.2%	-66.0%	363.4%	349.1%

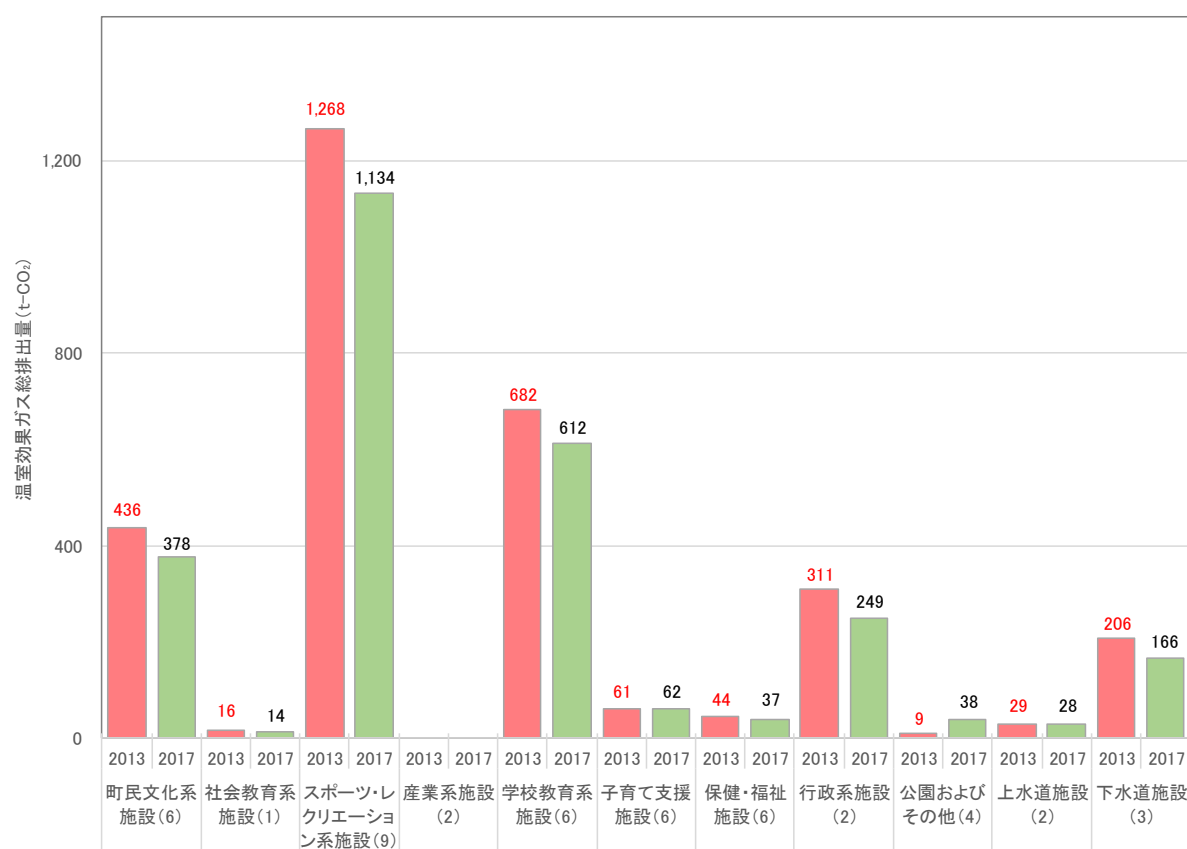
上水道施設 (2 施設)	遠山ポンプ場・ポンプ室、 君ヶ岡配水池・管理棟	29	24	31	30	28
		—	-15.9%	6.6%	3.7%	-1.9%
下水道施設 (3 施設)	汚水ポンプ場、要害雨水ポン プ場、阿川表浜排水ポン プ場	206	192	180	170	166
		—	-7.1%	-12.9%	-17.7%	-19.4%
合計		3,061	2,887	2,704	2,802	2,719
基準年度比増減率		—	-5.7%	-11.7%	-8.5%	-11.2%

※1:表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

※2:表中の「%」の数値は、基準年度比増減率を示しています。

※3:「公園およびその他」は、2016 年度より対象施設数が増加したため、排出量が極端に増加しています。

※4:「七ヶ浜町水道事業所」は、「七ヶ浜町公共施設等総合管理計画」(平成 29 年 3 月)では、上水道施設と分類されていますが、本計画では、行政系施設として扱うこととします。



※1:グラフ中の()内の数字は、施設分類別の施設数を示しています。

※2:産業系施設は、2013 年度～2017 年度において、温室効果ガスの排出がありません。

図表 3-6 施設分類別温室効果ガス総排出量の比較

(4) 施設別温室効果ガス総排出量

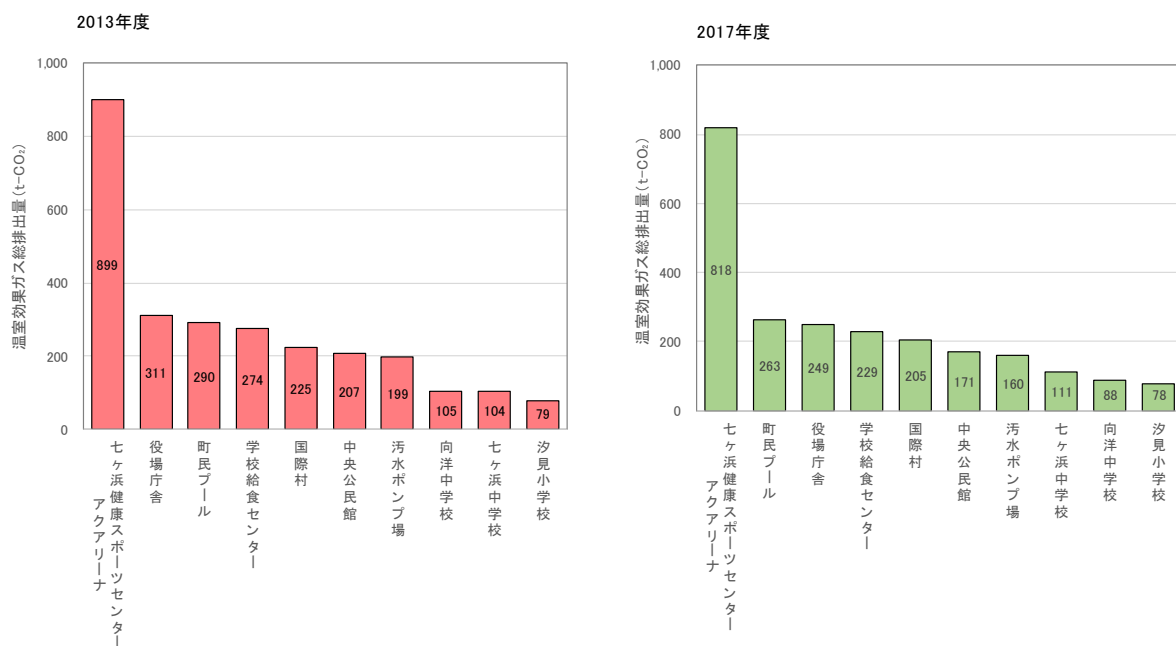
2013（平成 25）年度及び 2017（平成 29）年度の排出量について施設別にみると、両年度とも最も排出量の多い施設は「七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ」（スポーツ・レクリエーション系施設）であり、2017 年度排出量は 818 t-CO₂ と全排出量の 30.1%を占めています。2013（平成 25）年度に 2 位となっていた役場庁舎は、2017（平成 29）年度には 3 位に下がり、2017 年度排出量は 249 t-CO₂（基準年度比 19.7%減）と減少しています。4 位以下についても大きな順位の変動はなく、上位 10 施設の排出量は全排出量の約 9 割を占めています。

図表 3-7 温室効果ガス総排出量上位 10 施設

事務・事業	2013 年度	
	排出量	割合
1 位 七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ	899	29.4%
2 位 役場庁舎	311	10.2%
3 位 町民プール	290	9.5%
4 位 学校給食センター	274	9.0%
5 位 国際村	225	7.4%
6 位 中央公民館	207	6.8%
7 位 污水ポンプ場	199	6.5%
8 位 向洋中学校	105	3.4%
9 位 七ヶ浜中学校	104	3.4%
10 位 汐見小学校	79	2.6%
上記 10 施設計	2,695	88.0%
その他の施設計	366	12.0%
全施設合計	3,061	100%

事務・事業	2017 年度	
	排出量	割合
1 位 七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ	818	30.1%
2 位 町民プール	263	9.7%
3 位 役場庁舎	249	9.2%
4 位 学校給食センター	229	8.4%
5 位 国際村	205	7.5%
6 位 中央公民館	171	6.3%
7 位 污水ポンプ場	160	5.9%
8 位 七ヶ浜中学校	111	4.1%
9 位 向洋中学校	88	3.2%
10 位 汐見小学校	78	2.9%
上記 10 施設計	2,372	87.3%
その他の施設計	347	12.7%
全施設合計	2,719	100%

※1：表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



図表 3-8 温室効果ガス総排出量の多い上位 10 施設の比較

第4章 計画の目標

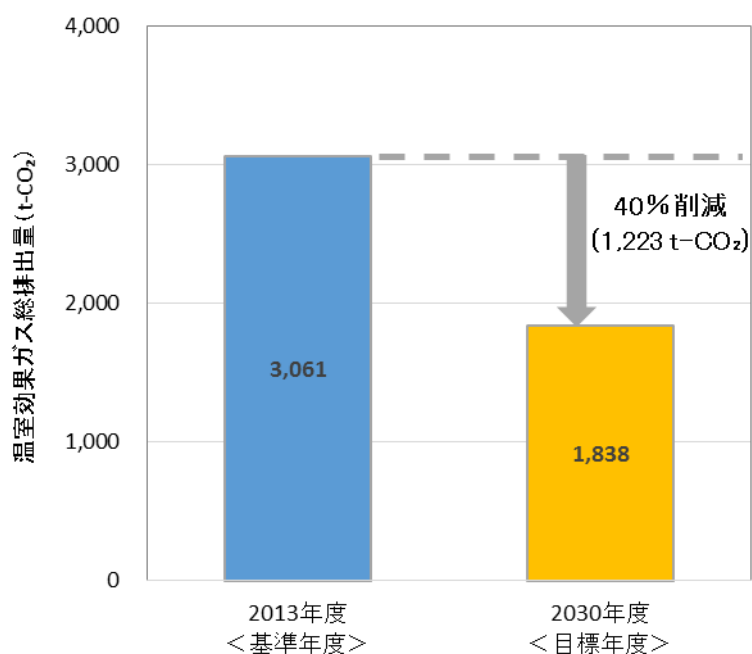
1 温室効果ガス総排出量の削減目標

本町では、「地球温暖化対策計画」において国が定めた「業務その他部門」の削減目標に準拠し、2030（平成 42）年度において、2013（平成 25）年度比 **50%**削減を目指します。

図表 4-1 温室効果ガス総排出量の削減目標

単位:t-CO₂

温室効果ガスの種類	基準年度排出量 2013(平成 25)年度	削減目標	目標年度排出量 2030(平成 42)年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3,061	50%	1,838



図表 4-2 温室効果ガス総排出量の削減目標

2 温室効果ガス総排出量の削減見込

温室効果ガス総排出量の削減に向けては、照明の LED 化や高効率機器への入替え等の設備更新と職員の省エネ行動等の取組による運用改善を推進することにより、削減目標の達成を目指します。

図表 4-3 温室効果ガス総排出量の削減見込

取組内容			削減見込量	
			t-CO ₂	%
2017 年度における 2013 年度(基準年度)からの減少分			343	11.2
設備更新(照明の LED 化及び空調の高効率化等)による取組			340	11.1
内 訳	省エネ診断結果	中央公民館	1	0.02
		国際村	5	0.2
		町民プール	10	0.3
		七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ	80	2.6
		テニス・フットサルコート	3	0.1
		野球場	1	0.04
		第 1 スポーツ広場	1	0.04
		向洋中学校	42	1.4
		老人福祉センター	2	0.1
		役場庁舎	27	0.9
	省エネ診断結果 の展開	照明の LED 化	135	4.4
		空調の高効率化	33	1.1
運用改善等による取組			128	4.2
電気の排出係数の低減(大手電力会社の自主目標の達成) 電力の CO ₂ 排出係数を 2030 年度に 0.37(kg-CO ₂ /kWh)まで低減			412	13.4
合計			1,223	40.0

※1:表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

※2:削減見込量(%)の数値は、基準年度比増減率を示しています。

第5章 目標達成に向けた具体的取組

本計画の目標を達成するため、次の行動を推進します。

1 省資源・省エネルギーの推進

(1)	施設の新設や大規模改修時又は設備更新の際は、トップライトの採用、自然光が入りやすい部屋割り、窓及び照明器具の配置等を工夫する。
(2)	施設の新設や大規模改修時又は設備更新の際は、複層ガラスや高性能断熱サッシ等の導入を推進し、施設の断熱化に努める。
(3)	設備の新設や大規模改修時又は設備更新時の際は、太陽光等、再生可能エネルギー設備の更新を推進する。
(4)	残業抑制を徹底し、時間外勤務の削減に努める。
(5)	ノー残業デーを設定し、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。
(6)	会議資料や印刷物は必要最小限の部数のみ作成する。
(7)	会議資料の簡素化(ワンペーパー化)を図る。
(8)	事務用品の関係機関相互での管理換えや供用替えを行い、遊休物品の活用を図る。
(9)	廃棄物の排出区分・排出場所を徹底する。また、廃棄物の発生が最小となるよう配慮し、再資源化に努める。
(10)	コピー機やプリンター、その他事務用機器のトナー・カートリッジ類で再生可能なものは、回収する業者に協力を求める。
(11)	施設の省エネルギー化又は再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギーの有効利用に努める。(二重サッシ等の断熱効果の高い建具の導入・照明・照明灯をLED等の省エネルギー型照明装置へ切替え・太陽光発電システム導入等、老朽化した空調設備・ボイラー等を省エネルギー型に改修)
(12)	作業をしている箇所を除いて、昼休みは全消灯を実施する。
(13)	空調の稼働時間は、原則として始業 15 分前から終業時間までとする。
(14)	断続的に使用する部屋(会議室等)の空調については、稼働時間を原則として入室時から退室時までとする。
(15)	家電機器(テレビ、電気ポット、コーヒーマーカー等)は、使用してない場合はコンセントを抜きます。
(16)	冷蔵庫の設定温度は、夏は「中」、冬は「弱」に設定する。
(17)	温水洗浄便座のフタは、使用時以外は閉めることを徹底する。
(18)	公用車は、低公害車や低燃費車を優先的に使用する。
(19)	日常的(手洗い時、トイレ使用時、洗い物等)な節水を励行する。
(20)	水道の使用後は、蛇口を確実に締め、漏水の防止を徹底する。
(21)	歯磨きやうがいの際はコップを使用し、節水を心がける。
(22)	コピー(PPC)用紙は、古紙配合率 70%以上、白色度 70%程度のものを購入する。
(23)	イベント会場への来場は、公共交通機関の利用を呼びかける。
(24)	イベントの配布物や販売物は過剰な包装は控え、ごみの発生を抑制する。
(25)	マイバックの利用を呼びかける。
(26)	イベントで発生したごみは分別を徹底し、再資源化に努める。

(27)	イベントで発生したごみは、持ち帰りを推奨する。
(28)	屋外照明等は、可能な範囲で点灯台数を制限した運用を図る。
(29)	給湯室、トイレ、更衣室、倉庫等の照明には、人感センサーの導入を検討する。
(30)	窓外には、ルーバーや庇を設置することで熱の出入りを調節し、空調負荷の低減を図る。
(31)	OA 機器(プリンター、コピー機等)は、夜間・休日は主電源を切る。
(32)	家電機器(テレビ、電気ポット、コーヒーマーカー等)は、台数を整理し、必要最低限の使用数にとどめる。
(33)	省エネタイプの自動販売機を採用し、電気使用量の削減を図る。
(34)	給湯器や湯沸かし器等は季節に合わせて設定温度を調節する。
(35)	温水洗浄便座は、省エネモードを適用する。
(36)	電気設備は季節、稼働状況等に合わせて、こまめに管理・制御を行う。
(37)	各種機器の効率低下を抑えるため、日常、月例、年次による清掃・保守点検を実施する。
(38)	電気、燃料等の使用量について、帳票(月報、年報)による管理を実施する。
(39)	施設利用者に対して、節水の呼び掛けを推進する。
(40)	洗面所やトイレの自動水栓への切り替えを推進する。
(41)	節水型の便座や待機電力を削減する省エネ型の温水洗浄便座への更新を推進する。
(42)	散水等には雨水や再利用水の使用に努める。
(43)	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進する。

2 用紙類の使用抑制

(1)	電子データによる情報の共有、保存管理を推進し、ペーパーレスに努める。
(2)	ミスコピーやミスプリントの発生防止に努め、裏面再利用を徹底する。
(3)	使用済み封筒の再利用をする。
(4)	文書や資料の印刷は、両面印刷・両面コピーに努める。
(5)	用紙類の年間使用量の把握に努め、使用量の削減を推進する。

3 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(1)	指定ゴミ袋使用枚数を減らす。
(2)	3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する。
(3)	生ごみ処理機の利用を推進する。
(4)	マイ箸の使用や私物ごみの持ち帰りを徹底する。
(5)	備品の使用に関しては、消耗品の交換や修理を適宜行い長期的に活用する。
(6)	不必要な定期発行誌をお断りする。

4 グリーン購入の推進

(1)	環境に配慮した、エコマークやリサイクルなどの環境ラベルのある商品を優先して購入する。 又、備品及び消耗品を購入する場合は、仕様書等にその旨を表示する。
(2)	再生紙利用を推進する。

5 緑化の推進

(1)	公共施設の緑化を推進する。
(2)	緑地の保全や適正な維持に努める。

第6章 計画の推進

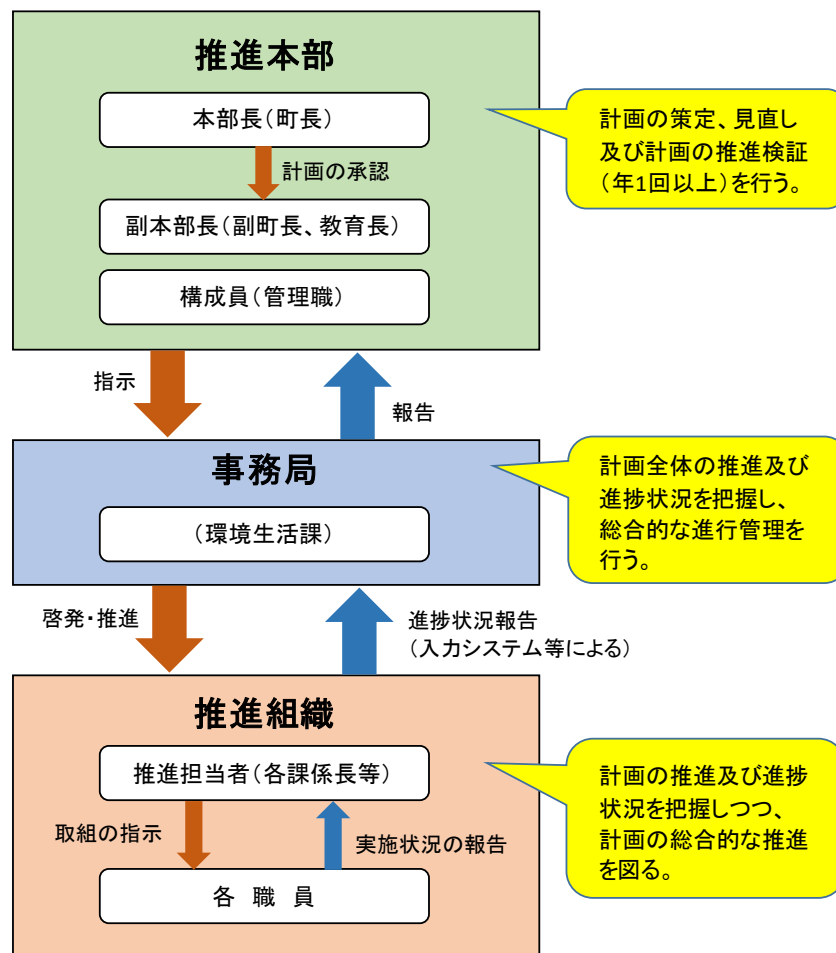
1 推進体制

本計画は「推進本部」「事務局」「推進組織」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

「推進本部」は、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とし、管理職等の構成員をもって組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進検証（年1回以上）を行います。

「事務局」は、環境生活課とし、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

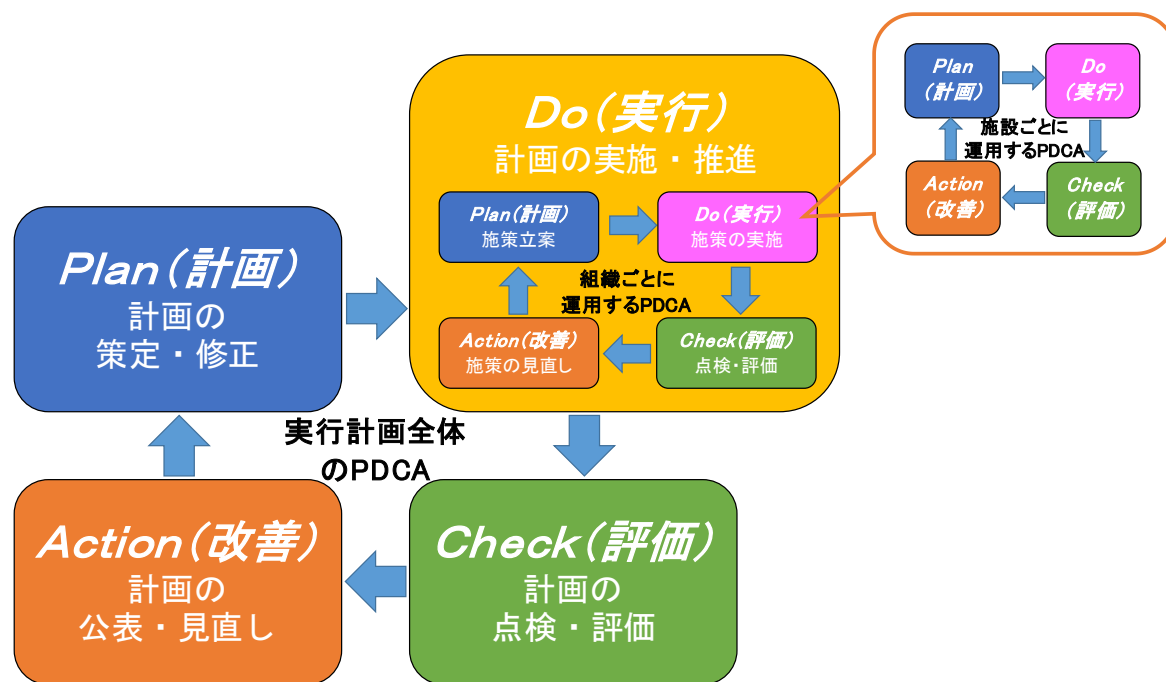
「推進組織」は、各課等及び出先機関に推進担当者を1名以上置き、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、計画の総合的な推進を図ります。



図表 6-1 計画推進体制

2 進行管理

本計画の実行にあたり、目標達成に向けた継続的な改善を図るため、多層的 PDCA による管理を行います。本計画全体を管理する大きな PDCA のもと、組織ごとに運用する PDCA、施設ごとに運用する PDCA など、レベル別の進行管理を行います。



図表 6-2 多層的 PDCA による進行管理

第 7 章 実行状況の公表

1 公表の方法

本計画及び進捗状況、その他変更や見直しについては、町広報誌及びホームページ等で毎年公表する。

2 公表の内容

- (1) 温室効果ガス総排出量の実績値
- (2) 温室効果ガス総排出量の目標値に対する達成度
- (3) 温室効果ガス総排出量削減に向けての取組状況

参 考 資 料

資料 1 計画対象施設

番号	大分類	中分類	施設名称	管理課	指定管理
1	町民文化系施設	集会施設	中央公民館	生涯学習課	
2	町民文化系施設	文化施設	陶芸館	生涯学習課	
3	町民文化系施設	レクリエーション施設・観光施設	野外活動センター	生涯学習課	
4	町民文化系施設	集会施設	西部地区公民館	生涯学習課	
5	町民文化系施設	文化施設	国際村	国際村	
6	町民文化系施設	文化施設	プリマスハウス	国際村	
7	社会教育系施設	博物館等	歴史資料館	生涯学習課	
8	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	武道館	生涯学習課	○
9	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民プール	生涯学習課	○
10	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合スポーツセンター管理棟	生涯学習課	○
11	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	七ヶ浜健康スポーツセンター アクアリーナ	生涯学習課	○
12	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	サッカースタジアム	生涯学習課	○
13	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	屋内運動場	生涯学習課	○
14	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	テニス・フットサルコート	生涯学習課	○
15	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	野球場	生涯学習課	○
16	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	第1スポーツ広場	生涯学習課	○
17	産業系施設	産業系施設	海遊ほのぼの農園管理棟	まちづくり振興課	
18	産業系施設	産業系施設	阿川沼排水機場建屋	まちづくり振興課	
19	学校教育系施設	学校	亦楽小学校	教育総務課	
20	学校教育系施設	学校	松ヶ浜小学校	教育総務課	
21	学校教育系施設	学校	汐見小学校	教育総務課	
22	学校教育系施設	学校	七ヶ浜中学校	教育総務課	
23	学校教育系施設	学校	向洋中学校	教育総務課	
24	学校教育系施設	その他教育施設	学校給食センター	教育総務課	
25	子育て支援施設	幼保・こども園	遠山保育所	子ども未来課	
26	子育て支援施設	幼児・児童施設	子育て支援センター	子ども未来課	
27	子育て支援施設	幼児・児童施設	はまぎく児童保育館	子ども未来課	
28	子育て支援施設	幼児・児童施設	まつかぜ児童保育館	子ども未来課	
29	子育て支援施設	幼児・児童施設	まつかぜ児童保育館(分館)	子ども未来課	
30	子育て支援施設	幼児・児童施設	さくら児童保育館	子ども未来課	
31	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター	長寿社会課	
32	保健・福祉施設	高齢福祉施設	ミニデイサービスセンター 「元気茶屋」	長寿社会課	
33	保健・福祉施設	高齢福祉施設	いろりの家 (デイサービスセンターD型)	長寿社会課	
34	保健・福祉施設	障害福祉施設	あさひ園	健康福祉課	○
35	保健・福祉施設	児童福祉施設	心身障害児通園施設 (まつぼっくり広場)	子ども未来課	
36	保健・福祉施設	保健施設	母子健康センター	子ども未来課	
37	行政系施設	庁舎等	役場庁舎	企画財政課	
38	行政系施設	庁舎等	七ヶ浜町水道事業所	企画財政課	
39	公園およびその他	公園	多聞山展望広場公園	まちづくり振興課	
40	公園およびその他	公園	都市公園	建設課	

番号	大分類	中分類	施設名称	管理課	指定管理
41	公園およびその他	公園	児童遊園	子ども未来課	
42	公園およびその他	その他	蓮沼苑事務所管理棟	町民生活課	
43	上水道施設	上水道施設	遠山ポンプ場・ポンプ室	上下水道事業所	
44	上水道施設	上水道施設	君ヶ岡配水池・管理棟	上下水道事業所	
45	下水道施設	下水道処理施設	汚水ポンプ場	上下水道事業所	
46	下水道施設	下水道処理施設	要害雨水ポンプ場	上下水道事業所	
47	下水道施設	下水道処理施設	阿川表浜排水ポンプ場	まちづくり振興課	
48	産業系施設	産業系施設	共同乾燥調製施設建屋	まちづくり振興課	
49	産業系施設	産業系施設	農業用施設格納庫	まちづくり振興課	
50	産業系施設	産業系施設	菖蒲田海水浴場パトロールセンター	まちづくり振興課	
51	行政系施設	消防施設	消防団第1分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
52	行政系施設	消防施設	消防団第2分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
53	行政系施設	消防施設	消防団第3分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
54	行政系施設	消防施設	消防団第4分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
55	行政系施設	消防施設	消防団第5分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
56	行政系施設	消防施設	消防団第6分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
57	行政系施設	消防施設	消防団第7分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
58	行政系施設	消防施設	消防団第8分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
59	行政系施設	消防施設	消防団第9分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
60	行政系施設	消防施設	消防団第10分団ポンプ置場兼待機所	防災対策室	
61	行政系施設	その他行政系施設	七ヶ浜町防災資機材保管施設(松ヶ浜資機材倉庫)	防災対策室	
62	行政系施設	その他行政系施設	七ヶ浜町防災資機材保管施設(小浜資機材倉庫)	防災対策室	
63	行政系施設	その他行政系施設	七ヶ浜町災害備蓄倉庫(汐見台倉庫)	防災対策室	
64	行政系施設	その他行政系施設	湊浜地区避難所	生涯学習課	
65	行政系施設	その他行政系施設	松ヶ浜地区避難所	生涯学習課	
66	行政系施設	その他行政系施設	菖蒲田浜地区避難所	生涯学習課	
67	行政系施設	その他行政系施設	花洲浜地区避難所	生涯学習課	
68	行政系施設	その他行政系施設	代ヶ崎浜地区避難所	生涯学習課	
69	行政系施設	その他行政系施設	要害・御林地区避難所	生涯学習課	
70	行政系施設	その他行政系施設	遠山地区避難所	生涯学習課	
71	行政系施設	その他行政系施設	笹山地区避難所	生涯学習課	

※1: 表中の青字で表記された施設は、省エネ診断を実施した施設です。

※2: 「野外活動センター」は、「七ヶ浜町公共施設等総合管理計画」(平成29年3月)では、「スポーツ・レクリエーション系施設」(大分類)に分類されていますが、本計画では、「町民文化系施設」(大分類)として扱うこととします。また、「七ヶ浜町水道事業所」は、「上水道施設」(大・中分類)に分類されていますが、本計画では、「行政系施設」(大分類)の「庁舎等」(中分類)として扱うこととします。

資料 2 温室効果ガス排出量の算定に用いた排出係数

二酸化炭素(CO₂)

活動区分	単位発熱量		炭素排出係数		CO ₂ 排出係数	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
燃料の燃焼に伴う排出						
ガソリン	34.6	MJ/L	0.0183	kg-C/MJ	2.32	kg-CO ₂ /L
灯油	36.7	MJ/L	0.0185	kg-C/MJ	2.49	kg-CO ₂ /L
軽油	37.7	MJ/L	0.0187	kg-C/MJ	2.58	kg-CO ₂ /L
A 重油	39.1	MJ/L	0.0189	kg-C/MJ	2.71	kg-CO ₂ /L
液化天然ガス (LPG)	50.8	MJ/kg	0.0161	kg-C/MJ	3.00	kg-CO ₂ /kg
都市ガス (塩釜ガス)	45	MJ/Nm ³	0.6265	kg-C/ Nm ³	2.22	kg-CO ₂ /m ³
他人から供給された 電気の使用に伴う排出	—		平成 25 年度		0.591	kg-CO ₂ /kWh
			平成 26 年度		0.571	
			平成 27 年度		0.556	
			平成 28 年度		0.545	
			平成 29 年度		0.521	
			平成 42 年度		0.37	

※1: 燃料の燃焼に伴う排出係数は、環境省資料「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条(平成 22 年 3 月 3 日一部改正)に基づく排出係数一覧」より引用しています。

ただし、都市ガスについては、塩釜ガス株式会社への聞き取りによる数値を使用しています。また、都市ガスの CO₂ 排出係数は、標準状態への換算を兼ねた係数を用いています。

※2: CO₂ 排出係数は、単位発熱量 × 炭素排出係数 × 44 ÷ 12 により算出し、概数処理を行わないものとします。(上表では便宜的に有効桁数 3 桁にて表示しています。)

※3: LPG の使用量は、体積(m³)表示であったため、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(平成 29 年 3 月 環境省)p16 の換算係数 1,000/458(kg/m³)を乗じて LPG 重量(kg)へ換算しています。

※4: 電気の使用に伴う排出係数は、環境省資料「電気事業者毎の排出係数一覧<平成 28 年度実績(H29.12.22 告示)追加>」及び「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-平成 29 年度実績- H30.12.27 環境省・経済産業省公表」における東北電力株式会社の各年度の実排出係数を引用しています。また、平成 42 年度の係数は、「電気事業における低炭素社会実行計画」における排出係数を引用しています。